

民間まちづくり活動促進事業 令和元年度 募集要領（第2次）

■ 募集期間

令和元年7月12日（金）～ 令和元年8月7日（水） 15:00 まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 宮森
Tel: 03-5253-8111（内線 32575）
E-mail: miyamori-t288@mlit.go.jp

令和元年 7 月
国土交通省

< 目 次 >

I. 民間まちづくり活動促進事業の概要

1. 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
2. 民間まちづくり活動促進事業の概要・・・・・・・・ p. 1

II. 募集内容

1. 社会実験・実証事業等・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
2. 普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

III. 補助対象事業の選定

1. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
2. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7

IV. 地方再生コンパクトシティのモデル都市への支援・・・・・・・・ p. 9

V. 応募申請、ヒアリング、交付申請等について

1. 応募申請について・・・・・・・・ p. 1 1
2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・ p. 1 2
3. 選定後の交付申請等について・・・・・・・・ p. 1 2

VI. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・ p. 1 4

VII. 参考

1. 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抄）・・・・・・・・ p. 1 5
2. 第 1 次募集の結果について・・・・・・・・ p. 1 6

< 関連資料 >

1. 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の概要及び採択事例・・別添
2. 社会実験・実証事業等及び普及啓発事業の実施フロー・・別添
3. 応募様式・・・・・・・・・・・・・・・・別添
4. 民間まちづくり計画様式・・・・・・・・・・・・・・・・別添
5. 民間まちづくり活動促進事業制度要綱・・・・・・・・別添
6. 民間まちづくり活動促進事業交付要綱・・・・・・・・別添

I. 民間まちづくり活動促進事業の概要

1. 目的

近年、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組みが活発化しており、まちづくりにおける新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

また、平成23年4月に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）が改正され、地域住民等自らがまちのにぎわいや利便性の向上などに向けた創意工夫を活かしたまちづくりを行うことを目的として、広場や歩道、それらに設置するベンチ等、まちのにぎわいや利便性を高める施設等の設置・管理を円滑に進めるための制度や、道路空間を活用したにぎわいのあるまちづくりを実現しやすくする制度等が新設されました。

本事業は、こうした背景のもと、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等や、先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業への支援を通じて、快適な都市空間の形成・維持、国際競争力の向上、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的としています。

2. 民間まちづくり活動促進事業の概要

(1) **社会実験・実証事業等**

国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等をいいます。

ア. 事業主体

都市再生推進法人、法定協議会（景観協議会、市町村都市再生協議会）又は民間事業者等

イ. 対象地区要件

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の区域等（p2 参照）

(2) **普及啓発事業**

民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う事業で、次の i) 又は ii) に掲げるものをいいます。

i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営

ii) 上記 i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

ア. 事業主体

都市再生推進法人、法定協議会（景観協議会、市町村都市再生協議会）、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVを含む。）

イ. 対象地区要件

なし

Ⅱ. 募集内容

1. 社会実験・実証事業等

(背景)

人口減少や高齢化による税収減、社会保障費負担の増大等により、地方公共団体の財政はひっ迫しており、行政が資金を支出しながら公共サービスを提供し続けることが困難な状況にあります。

一方で、民間主体のまちづくり団体は増加傾向にあることから、今後、かかる団体による収益活動を含めた自主的な取組を積極的に認め、促進することにより、まちの活性化等といった新たな公共貢献を行っていくことが重要になってきます。

(目的)

そこで、本事業においては、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市利便増進協定等に基づく施設整備を含めた、民間によるまちづくりの新たな取り組みとなり得る先進的な「社会実験・実証事業等」に対して支援を行うことを通じて、民間まちづくり活動の普及啓発を推進するとともに、都市の魅力の向上を図ります。

(1) 事業主体

本事業の事業主体は、都市再生推進法人、法定協議会（景観協議会、市町村都市再生協議会）又は民間事業者等とします。

(2) 対象地区

社会実験・実証事業等の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地区とします。

一 法律等により国の政策上の位置付けがなされている、次に掲げるいずれかの区域内に存する地区（詳細は本事業制度要綱第3条第1号参照）

- ・ 都市再生緊急整備地域の区域
- ・ 歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・ 観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域
- ・ 計画的再開発が必要な市街地又は市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- ・ 景観計画の区域又は景観地区
- ・ コミュニティの再生、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち地区計画の区域
- ・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域

二 地域課題に対応する必要がある次に掲げるいずれかの区域内に存する地区

- ・ 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- ・ 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ・ 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

(3) 補助の対象経費・補助率

ア. 補助対象経費

○都市再生推進法人が施行者となる場合

- ・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づく歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備に要する費用（ただし、いずれの協定も市町村長の認定又は認可を受けたものに限り、ます。）
- ・上記施設等を活用した社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等（ただし、国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられたものに限り、ます。）に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費

○法定協議会又は民間事業者等が施行者となる場合

- ・国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられた社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費

イ. 補助率及び補助限度額

○都市再生推進法人又は法定協議会が施行者となる場合

- ・補助対象経費の1/2以内（補助事業者に対し地方公共団体が補助する場合に限る。国の補助金の額は、地方公共団体が補助する額を上回らないこととする。）で、予算の範囲内とします。この場合、国は、上記施行者（都市再生推進法人又は法定協議会）に対し補助を行います（直接補助）。

○民間事業者等が施行者となる場合

- ・補助対象経費の1/3以内（かつ、地方公共団体が補助する額の1/2以内）で、予算の範囲内とします。この場合、国は、地方公共団体に対し補助を行います（間接補助）。

(4) 予算額

- ・令和元年度第2次募集に係る予算は総額1,893万円（国費）であり、普及啓発事業に係る補助分はその内数となります。また、令和元年度は、地方再生コンパクトシティのモデル都市で実施される事業分も含まれています。

（p9「IV. 地方再生コンパクトシティのモデル都市に対する支援」参照）

(5) 採択にあたっての留意事項

- ・社会実験・実証事業等においても、普及啓発事業と連携し、より効果的に事業を実施するため、次のような社会実験・実証事業等を優先的に採択することとしています。

① 本事業における普及啓発の幅を広げることができる、新しい切り口のまちづくり活動に関する社会実験・実証事業等

② 本事業における普及啓発を受けた者が行う、再現可能性・先進性・継続性・普遍性が高い社会実験・実証事業等

- ・ 本事業における社会実験・実証事業等とは、下記の表に示した区分のいずれかに該当する取組をいいます。
- ・ 同一市町村内への支援については、通算2回までとし、かつ、同種の社会実験・実証事業等ではないものとしています。

表 社会実験・実証事業等の区分について

区分番号	社会実験・実証事業等の区分・テーマ
1.(1)	1. 空き家、空き店舗等の活用促進 空き店舗活用[テナント誘致等] ビル管理共同化[EV、ゴミ]
1.(2)	
2.(1)	2. 地域の快適性・利便性の維持向上 屋外広告物の管理 地域の美化・緑化活動の推進 迷惑駐車、迷惑駐輪の防止活動
2.(2)	
2.(3)	
3.(1)	3. 協定に基づく施設の整備・活用、公物の管理 オープンカフェ等 オープンカフェ 広告塔 物販施設 広場の整備、通路舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐車場等の整備 等 公開空地等の共用空間の一体的な管理 公園や河川敷等の管理 道路や緑地の管理
3.(1)①	
3.(1)②	
3.(1)③	
3.(2)	
3.(3)	
3.(4)	
3.(5)	
4.(1)	4. 地域のPR・広報 地域イベント開催等(バル・産直市・軽トラ市) HPや広報誌等による情報発信 地域プロモートイベント、シンポジウム開催 イベント施設の環境の向上と管理運営の高質化 建物ライトアップ等による回遊性と滞在性の強化 キャラクターを活用した魅力発信・回遊性の向上
4.(2)	
4.(3)	
4.(3)①	
4.(3)②	
4.(3)③	

※ 「4. 地域のPR・広報」については、単独での採択は行っておりませんのでご注意ください。

※ 「3. 協定に基づく～」の協定とは、都市利便増進協定・都市再生（整備）歩行者経路協定・低未利用土地利用促進協定のことをいいます。また、協定に基づかないオープンカフェ等の社会実験については、「4. (1)地域イベント開催等」に分類されます。

2. 普及啓発事業

(背景)

民間まちづくり活動の担い手は、地方公共団体の厳しい行財政等のなかで、まちの魅力の向上や広義の行政サービスの提供を図るうえで、今後ますます重要な存在となります。

一方で、まちづくり団体の数は増加傾向にあるものの、都市再生特別措置法の協定活用の実績などを見ると、こうした担い手が各地で順調に育っているとは言い難く、民間まちづくり活動について、より実効性のある普及啓発が求められています。

(目的)

民間まちづくり活動を推進するためには、現在増加傾向にあるまちづくりの担い手の活動をしっかりと定着させ、継続させていくことが必要です。加えて、継続的にまちづくり活動を実施していくためには、携わる人材をチームで確保でき、まちづくり活動を行う中で一定の収益を持続的に得るノウハウなどが必要となります。

かかる継続的なまちづくり活動は、先進的なまちづくり団体が実践しつつありますが、その数は未だ少数です。この点、こうした先進団体の取組みを他の団体がそれぞれのまちづくり活動で実践できるようになれば、民間まちづくり活動が連鎖的に活性化します。

しかしながら、先進団体には他団体に継続的にノウハウ等を伝えるインセンティブが少なく、また、まちづくり団体が個別かつ散発的にノウハウ等を学ぶために先進団体を訪問したとしても、時間的・空間的な制約により、一般的にはノウハウを活かせるほどの交流を持つことは困難であり、非効率的といえます。

そこで、本事業では、民間まちづくり活動を一層強力に全国へ広めるため、民間まちづくり活動における先進団体のノウハウを他団体に水平展開する「普及啓発事業」への支援を行っています。

(1) 事業主体

・都市再生推進法人、法定協議会（景観協議会、市町村都市再生協議会）、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVを含む。）とします。

(2) 補助の対象経費

・都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップ^{※1}を開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に要する経費^{※2}

・上記と連携した、優れたまちづくり活動の普及啓発に資するセミナー開催等の実施運営、教材作成等のソフト活動に要する経費

※1 民間まちづくり活動における先進団体から講師を招いて開催し、参加者の地元で現地スタディを行うなどの実践的なものをいいます。その際には、他地域からの参加者にも現地スタディに参加してもらうことを想定しています。

※2 交通費等は参加者の負担となります。

(3) 補助率及び補助限度額

・補助金の額は、補助対象経費^{※3}の全額で、予算の範囲内となります。国は、事業主体に対して補助を行います（直接補助）。

※3 本事業の対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、別途、地方公共団体等からの支援を受けて実施しても差し支えありません。

(4) 予算額

・令和元年度第2次募集に係る予算は総額1,893万円（国費）であり、普及啓発事業に係る補助分はその内数となります。また、令和元年度は、地方再生コンパクトシティのモデル都市で実施される事業分も含まれています。

（p9「IV. 地方再生コンパクトシティのモデル都市に対する支援」参照）

<普及啓発事業の流れと効果>

① 国は、普及啓発事業に取り組む事業者を公募

対象：都市の魅力向上を図り、まちの賑わい・交流空間を創造すべく都市利便増進協定制度の活用や低未利用地の有効活用等の民間まちづくり活動に取り組む先進的な者であって、普及啓発に関して実績のある者

選定：有識者会議に諮り、「多様な関係者を巻き込む実際の課題解決を図るワークショップ事業」など普及啓発効果が一定に高いと思われる提案を選定

国が事業者を選定

② 普及啓発事業の実施

事業者は、原則としてこれから民間まちづくり活動に取り組もうとするまちのチームに対し普及啓発事業等を実施し、一定に収益を得るノウハウを有する自立的な民間まちづくり活動の担い手を育成。

参加者：地権者・建築実務家・大学・自治体等のチーム

③ 民間まちづくり活動が全国に波及

自立して民間まちづくり活動に取り組むチームと活動が定着。

それぞれの参加チームは地域におけるワークショップ等によりさらに普及。

このように、「普及啓発事業」については、特定の地域における民間まちづくり活動の普及啓発に終始するものではなく、その活動が他の地域、ひいては全国へと水平的に展開されることを目指しています。

Ⅲ. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

民間まちづくり活動促進事業の補助対象事業は、外部有識者等による意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

2. 選定基準

(1) 社会実験・実証事業等

社会実験・実証事業等の補助対象事業の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

ア. 形式審査

- ① 事業主体が、応募要件を満たしていること
- ② 事業対象地区が、応募要件を満たしていること

イ. 内容審査

- ① 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
 - ・事業主体は、調査・検討の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② (1) 取組のテーマ、取組内容・手法等が先導的、先進的であること
 - ・自立的な民間まちづくり活動の実現に向けた高い目標を設定し、事業内容や実施方法に高い先導性、先進性が認められる等の実施意義の高い取組に重点化を図ります。(2) 過去に事例のない新規性を有すること
 - ・過年度の取組、及び過去の類似事例と照らし合わせ、普及啓発の幅を広げることができる新規性を有するものに重点化を図ります。
- ③ (1) 多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること
 - ・民間の担い手が主体となったまちづくりを推進するため、一部の団体の取組よりも、市民や企業、NPO等、より多様なまちづくりの担い手が連携する取組に重点化を図ります。(2) 具体的な資金調達手法や確保すべき人材が明確になっていること
 - ・社会実験等を実施する地域の資源や特性、課題等を踏まえ、活動の継続及び発展に向けた資金調達手法や人材確保状況が優れた取組に重点化を図ります。
- ④ 国際競争力の向上、地域活力の向上等の効果が見込まれること
 - ・都市の国際競争力や地域活力の向上に結びつくことが期待される取組に重点化を図ります。
 - ・令和元年度においては、特に地区レベルでの防災まちづくりに関する活動に対して重点化を図ります。
- ⑤ (1) 取組の持続性・継続性が高いと期待されること
 - ・地域参加型のまちづくりを持続可能なものとするため、地域のまちづくり方針・計画等との整合性、取組の基盤の確実性、事業内容の具体性等から、取組の持続性・継続性が高い

と期待されるものに重点化を図ります。

(2) 補助金に依存することのない長期的・自立的な資金計画を有すること

- ・普及啓発事業を受けた者が行う社会実験・実証事業等については、補助金に依存することのない長期的・持続的な資金計画を有するものに重点化を図ります。

⑥ 実施箇所の固有性を離れて他地域での展開が期待される事業を含んでいること

- ・他地域でも容易に取組め、同様な効果の発現が期待されるものに重点化を図ります。

(2) 普及啓発事業

普及啓発事業の補助対象事業の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

ア. 形式審査

- 事業主体が、応募要件を満たしていること

イ. 内容審査

① 都市の課題解決をテーマとした事業内容であること

- ・当該実施市町村が定めている都市再生整備計画や官民連携して作成した家守構想等の構想・計画に掲げられているに事項など、都市の課題解決をテーマとしているものに重点化を図ります。

② ステークホルダーの多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなどの事業内容であること

- ・ワークショップの参加者・内容や、フォローアップする内容について、より教育効果が高いものに重点化を図ります。

③ まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた業務を実績してきた人材を確保していること

- ・業務経験（年数）や人材育成の経験（回数）が豊富なものとあわせ、育成した人材が自立的な民間まちづくり活動を実践しているものに重点化を図ります。

④ 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること

⑤ 取組のテーマ、取組内容・手法等が先導的、先進的であること

⑥ 多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること

⑦ 国際競争力の向上、地域活力の向上等の効果が見込まれること

⑧ 取組の持続性・継続性が高いと期待されること

IV. 地方再生コンパクトシティのモデル都市への支援（社会実験・実証事業等）

1. 概要

令和元年度においては、平成30年度に引き続き、当省と内閣府が連携し、「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に選定された都市に対し、本事業を含め、ハード・ソフト両面から重点的な支援を行うこととしています。

地方再生コンパクトシティのモデル都市に対しては、都市再生整備計画等に位置付けられた民間主体の官民連携事業について、社会実験・実証事業等の枠組みの中で支援を行うこととしています。

2. 事業主体

地方再生コンパクトシティに係る都市再生整備計画等に記載された民間事業者等（ただし、地方公共団体の出資等が過半を占めない団体（地方公共団体の出資が50%以下のまちづくり会社など）に限る）

3. 対象地区

次の一及び二に該当する地区

一 法律等により国の政策上の位置付けがなされている、次に掲げるいずれかの区域内に存する地区

- ・ 都市再生緊急整備地域の区域
- ・ 歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・ 観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域
- ・ 計画的再開発が必要な市街地又は市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- ・ 景観計画の区域又は景観地区
- ・ コミュニティの再生、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち地区計画の区域
- ・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域
- ・ 地方再生コンパクトシティのモデル都市に係る都市再生整備計画の区域

二 地域課題に対応する必要がある次に掲げるいずれかの区域内に存する地区

- ・ 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- ・ 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ・ 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

4. 補助対象経費

地方再生コンパクトシティに係る都市再生整備計画等に位置付けられた官民連携事業に要する経費

5. 補助率及び補助限度額

補助対象経費の1/2以内（補助事業者に対し地方公共団体が補助する場合に限る。国の補助金の額は、地方公共団体が補助する額を上回らないこととする。）で、予算の範囲内とします。この場合、国は、上記施行者（地方再生コンパクトシティに係る都市再生整備計画等に記載された民間事業者等）に対し補助を行います（直接補助）。

6. 予算額

令和元年度第2次募集に係る予算は総額1,893万円（国費）であり、普及啓発事業に係る補助分はその内数となります。また、令和元年度は、地方再生コンパクトシティのモデル都市で実施される事業分も含まれています。（p3. II (4)に同じ）

7. 事業期間

本事業では、同一市町村内への支援については通算2回までとし、かつ、2年目の取組については1年目と同種の社会実験・実証事業等ではないものとしています（p4参照）。

ただし、補助実施主体の民間事業者等が都市再生推進法人の指定を受ける（又は指定を受ける見込みである）場合には、地方再生コンパクトシティのモデル都市として通算3回までの支援が可能です。

8. 採択にあたっての留意事項

・社会実験・実証事業等においても、普及啓発事業と連携し、より効果的に事業を実施するため、次のような社会実験・実証事業等を優先的に採択することとしています。

① 本事業における普及啓発の幅を広げることができる、新しい切り口のまちづくり活動に関する社会実験・実証事業等

② 本事業における普及啓発を受けた者が行う、再現可能性・先進性・継続性・普遍性が高い社会実験・実証事業等

9. 選定方法（参考）

地方再生コンパクトシティのモデル都市は、外部有識者による意見を踏まえ、応募があった都市の中から32都市が選定されています。

（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000056.html

V. 応募申請、ヒアリング、交付申請等について

1. 応募申請について

(1) **社会実験・実証事業等**

- ・補助金の交付を希望される場合は、様式に必要事項を記載し、地方公共団体を経由して地方整備局等に提出してください（書面及びデータ）。
- ・社会実験・実証事業等への支援については、次の事項を定めた『民間まちづくり計画』を作成し、国土交通大臣の同意を受ける必要があります。様式と併せ、民間まちづくり計画（案）を応募申請の際にご提出ください。なお、正式に社会実験・実証事業等の補助事業に採択された後に、改めて民間まちづくり計画を提出していただきます。

【民間まちづくり計画の記載事項】

- ・民間まちづくり計画の地区、位置及び面積
- ・地区設定の考え方
- ・民間まちづくり活動の方針、目標
- ・民間まちづくり活動の概要（社会実験・実証事業等の名称、施行者、目的、事業内容と検証項目、概算事業規模、スケジュール、その他必要な事項を含む。）
- ・民間まちづくり活動において管理、活用、改善等を行う施設
- ・推進体制
- ・資金計画
- ・その他必要な事項

※ 都市再生特別措置法の都市利便増進協定、歩行者経路協定又は低未利用土地利用促進協定（p15「VII. 参考」を参照）に基づく社会実験・実証事業等を行おうとする場合には、民間まちづくり計画（案）のほか、同協定書の写しを添付して提出してください。なお、現時点（応募申請時点）で同協定を締結予定である場合には、協定書の案を添付して提出してください。

<提出物（以下の書面及びデータ）>

- ・民間まちづくり活動促進事業 社会実験・実証事業等様式（様式A・様式0号）
- ・民間まちづくり計画（案） ・協定書の写し又は案（該当の場合のみ）

(2) **普及啓発事業**

- ・補助金の交付を希望される場合は、様式に必要事項を記載し、地方整備局等に直接提出してください（書面及びデータ）。

<提出物（以下の書面及びデータ）>

- ・民間まちづくり活動促進事業 普及啓発事業様式（様式B・様式0号）

(3) 地方再生コンパクトシティのモデル都市における官民連携事業(社会実験・実証事業等)

- ・補助金の交付を希望される場合は、様式に必要事項を記載し、地方公共団体を経由して地方整備局等に提出してください(書面及びデータ)。
- ・社会実験・実証事業等への支援となるため、(1)と同様に『民間まちづくり計画』を作成し、国土交通大臣の同意を受ける必要があります。様式と併せ、民間まちづくり計画(案)を応募申請の際にご提出ください。なお、正式に社会実験・実証事業等の補助事業に採択された後に、改めて民間まちづくり計画を提出していただきます。

<提出物(以下の書面及びデータ)>

- ・民間まちづくり活動促進事業 社会実験・実証事業等様式(様式C・様式0号)
- ・民間まちづくり計画(案) ・協定書の写し又は案(該当の場合のみ)

(4) 募集期間と提出方法

<募集期間>

令和元年7月12日(金) ~ 令和元年8月7日(水) 15:00 地方整備局等必着

<提出方法>

① 社会実験・実証事業等

地方公共団体を経由して、地方整備局等へ持参又は郵送、及び電子メールにて提出

② 普及啓発事業

直接、地方整備局等へ持参又は郵送、及び電子メールにて提出

(5) 応募申請様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、欄の追加といった様式の変更を行う必要が生じた場合には、あらかじめご連絡ください。
- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落としすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等を編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関するヒアリングを行います。実施の際には、実施予定日・会場等を別途ご連絡いたします。
- ・なおその際、会場までの交通費等の経費については、申請者にてご負担いただきますようお願いいたします。

3. 選定後の交付申請等について

- ・補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。
なお、交付申請等の手続き等詳細については「民間まちづくり活動促進事業交付要綱」を

ご参照ください。

- 手続きの流れは、民間まちづくり活動促進事業の実施フローを参照してください。なお、社会実験・実証事業等（直接補助及び間接補助）並びに普及啓発事業の計3つのフローがありますので注意してください。
- 補助事業として採択された場合は、民間まちづくり活動促進事業制度要綱第9条の規定に基づき、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告を求められますので、あらかじめご承知おきください。

VI. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び事業制度要綱、補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

(補助金の対象経費)

- ・ 補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。
- ・ したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得なければなりません。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めています。国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告をお願いいたします。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書を提出していただくこととしております。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります(年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。)

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払領収書等を含む。)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(実施結果の公表)

- ・ 事業主体は、事業完了後その実施結果について公表するとともに、国土交通大臣に対し報告するものとする(翌年度4月末日途)。

Ⅶ. 参考

1. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）（抄）

（都市再生歩行者経路協定の締結等）

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2～4 （略）

第五節 都市再生整備歩行者経路協定

第七十三条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 （略）

（都市利便増進協定）

第七十四条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十五項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 （略）

（低未利用土地利用促進協定の締結等）

第八十条の二 市町村又は都市再生推進法人等（第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十条の六第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法（平成十

六年法律第百十号) 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十六項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。第百十一条第一項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

- 一 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設
- 二 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項
- 三 低未利用土地利用促進協定の有効期間
- 四 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置

2～4 (略)

2. 第1次募集の結果

平成31年4月5日に決定した、第1次募集の結果につきましては、下記URLをご参照ください。

(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000242.html